

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」 の一部改正について

公布日 令和2年3月23日

施行日 令和2年7月1日

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（以下「迷惑防止条例」という。）」で規定する「卑わいな言動」に関する改正が行われたことから、迷惑防止条例の制定経緯や改正概要等について解説します。

1 制定経緯及び改正の背景

(1) 迷惑防止条例の制定の経緯

千葉県では、既存の法令では対応できない粗暴行為や迷惑行為を規制するため、昭和39年4月に迷惑防止条例を施行し、第3条第2項において、この度改正を行った「卑わいな言動」を規定しておりました。

施行から50年以上、必要な見直しを図りながら運用してきましたが、社会情勢の変化等に伴い、様々な問題点が生じてまいりました。

(2) 条例改正の背景（問題点）

改正前の迷惑防止条例には、主な問題点として次の3点がありました。

1点目は、禁止される行為を一括りに「卑わいな言動」としており、具体的に禁止行為を規定していなかったことです。

改正前、県内で多く発生している「盗撮」や「痴漢」は、第3条第2項で規定する「卑わいな言動」に該当するものとして取り締まっておりましたが、どのような行為が規制対象となるのかが分かりにくいものでした。

2点目は、「盗撮」の規制場所が「公共の場所又は乗物」に限定されていたことです。

スマートフォンの普及や撮影機器の小型化・高性能化等によって「盗撮」行為は容易になり、取り締まることのできない「公共の場所や乗物」以外の学校や会社等でも発生するようになりました。

3点目は、罰則による抑止行為が十分ではなく、「盗撮」が増加傾向にあることです。

今後もスマートフォンや小型カメラの技術革新等により「盗撮」の容易性や秘匿性が進み、発生件数がさらに増加することが予想されます。

また、「盗撮」により「撮影」された下着や身体の画像は、繰り返し閲覧又は拡散されるおそれがあることから、抑止する必要性が高いと認められるものの、改正

前の罰則による抑止効果は十分ではありませんでした。

以上の問題点に対応することを目的として、条例を改正することとしました。

2 改正の概要

改正前は、第3条第2項「粗暴行為、(ぐれん隊行為等)の禁止」において「卑わいな言動」を規定していましたが、第3条で規定する粗暴行為とは性質が異なり、「盗撮」や「痴漢」といった性的な行為を規制することから、新たに第3条の2「卑わいな行為の禁止」として規定しました。

改正の概要については次のとおりです。

(1) 「盗撮」及び「痴漢」の明文化

発生が多い「盗撮」と「痴漢」について、次のように明文化しました。

ア 「盗撮」

人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器(衣服を透かした状態を撮影することができるものを含む。以下「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。

※ 「撮影」のほか、撮影目的での写真機等の「差し向け」、「設置」が禁止されることを明文化しました。

また、衣服を透かすことのできる機器を使用した「透視」による「盗撮」についても禁止されることを明文化しました。

イ 「痴漢」

人の胸部、臀(でん)部、陰部、大腿部その他の身体の一部に直接又は衣服その他の身につける物の上から触れること。

※ 社会通念上、人が他人から触れられることで性的羞恥心や不安感を感じると認められる身体の部位を例示しました。

なお、例示以外の部位であっても、身体の一部に著しい性的羞恥心や不安感を覚えるように触れれば規制対象になります。

(例) 電車内で女性の手の甲に自らの陰部を押しつける行為等

また、「盗撮」や「痴漢」以外の、人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような行為については、「卑わいな言動」で規制します。

(例) 女性のスカート内をのぞき見る行為、卑わいな性的発言をする行為等

(2) 盗撮の規制場所拡大

改正前の「公共の場所又は乗物」に加えて、次の場所や乗物での「盗撮」も規制対象にしました。

ア **人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所及び住居**

- (例) 銭湯の浴場、脱衣場
海水浴場やプールの更衣室
衣料品店の試着室
駅、公園、学校等のトイレ（個室を含む）
ホテルや民宿の客室
住居内の浴室、トイレ、寝室 等

イ **不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所又は乗物**

- (例) 学校や学習塾の教室
会社の事務室
カラオケボックスや漫画喫茶の個室
タクシー、貸し切りバス、スクールバス 等

※ 公共の場所又は公共の乗物

- (例) 道路、駅、公園
営業中の店舗
ホテルのロビー
電車、バス 等

(3) **盗撮（撮影）の罰則強化**

「盗撮」のうち、「撮影」した場合の罰則を次のとおり引き上げました。

- (改正前) 通常 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
常習 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



- (改正後) **通常 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
常習 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※ 常習とは、繰り返し同様の行為を行うことを意味しています。

「盗撮」のうち、撮影目的での写真機等の「差し向け」・「設置」、さらには、「痴漢」、「卑わいな言動」については罰則の引き上げはありません。